

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	国道3号八代維持出張所管内緊急応急（その8）作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 鈴木 学 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 2年 7月 9日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社佐藤産業
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥3,135,000-
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥3,135,000-
随意契約によることとした理由	別紙随意契約理由書のとおり
備 考	

## 随意契約理由書

1. 件名 国道3号八代維持出張所管内緊急応急（その8）作業
2. 履行場所 八代維持出張所管内
3. 随意契約の相手方 名称：（株）佐藤産業  
住所：熊本県葦北郡芦北町大字湯浦112-16  
電話：0966-86-0061
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

### （1）目的・内容

本作業は、「令和2年7月豪雨」により大雨特別警報が発令され、八代維持出張所管内において道路冠水、土砂崩落、排水不良などが複数箇所が発生したため、一般国道3号沿線の交通規制及び応急作業等を行い、道路の安全を確保するものである。

### （2）理由

上記業者は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害等の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とし、熊本河川国道事務所と「熊本河川国道事務所における災害時等応急対策に関する基本協定」を締結している。また、当該業者は一般国道3号の八代維持出張所管内を担当としていることから、早期な対応が可能である。

以上のことから、本作業を円滑に遂行するには（株）佐藤産業が唯一の契約相手と判断するものである。

（随意契約理由書作成者）

熊本河川国道事務所

道路管理第二課長